

市立学校園で園児児童生徒や教職員に新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン<第1版>

宝塚市教育委員会

I 学校園における感染者又は濃厚接触者への対応

1 学校園で感染者又は濃厚接触者が確認された場合の対応

学校園で園児児童生徒（以下「児童等」という。）や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、特別休暇の取得により出勤させないようにする。

また、児童等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置とする。

なお、児童等や教職員と同居する家族が濃厚接触者と判定された場合においても、陰性が確認されるまでの間は同様の措置とする。

2 濃厚接触者等の特定について

児童等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言期間中、又はまん延防止等重点措置区域に指定されている期間中における学校園においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校園内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力すること。

この場合、学校園と市教育委員会は、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談・調整をしておく。

3 濃厚接触者等の候補の考え方

校園内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する児童等及び教職員とする。

（1）濃厚接触者の候補

- ① 感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ② 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ③ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ④ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

(2) 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ① 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童等）
- ② 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童等）
- ③ 感染者と対面での食事の場や近距離での洗面等の場を共有する生活を送っている者等
- ④ その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校園において上記（1）又は（2）の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

II 濃厚接触者特定のための臨時休業

兵庫県が緊急事態宣言対象地域、又は本市がまん延防止等重点措置区域に指定されている期間において、学校園で児童等に1人でも感染者が判明した場合は、消毒及び保健所による感染経路の確認と濃厚接触者の特定のため、学校園の全部又は一部を学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。臨時休業とする場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業としない。

(1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 学級において児童等の感染が判明した場合。（感染可能期間中（発症2日前、又はPCR検査、抗原検査に係る検体採取日の2日前）に登校していた場合に限る。）
- ② その他、教育委員会が必要と判断した場合

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

(4) 閉鎖の期間

閉鎖の期間としては、3日から7日程度を目安とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童等への影響等を踏まえて、校長が教育委員会と相談して判断する。

(5) 登校後の閉鎖

登校後に学級閉鎖等の実施を決定した場合、給食実施日は、可能な限り給食時間を早め、給食終了後に下校させる。

III 感染拡大防止のための臨時休業

現段階では、現行の『宝塚市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に示した取扱いを基本としますが、保健所と協議の上、判断します。

(臨時休業 Ver. 1)

令和3年(2021年) 月 日

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会
宝塚市立 学校園長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について (お知らせ)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申します。

平素より、本校(園)における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、標記の件につきまして、本校(園)関係者(園児・児童・生徒又は教職員)の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。そのため、学校(園)内の消毒等、感染拡大防止対策の徹底と、濃厚接触者等の調査を行うなどの対応のために、○月○日から○月○日まで○年○組を臨時休業とさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、○月○日以降の予定等につきましては、改めて○○○でお知らせするとともに、市及び学校のホームページでもお知らせいたします。

また、感染者の個人情報公表されておられませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられる場合、まずはかかりつけ医に電話でご相談ください。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(新型コロナウイルス健康相談コールセンター)」へご相談ください。

お問い合わせ先

○宝塚市教育委員会 学事課(学校保健担当)

0797-77-2366(直通)(夜間・休日 090-5671-5615)

○発熱等受診・相談センター(新型コロナウイルス健康相談センター)

0797-62-7304(宝塚健康福祉事務所)

(臨時休業 Ver.2)

令和3年(2021年) 月 日

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会
宝塚市立 学校園長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業継続について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申します。

平素より、本校（園）における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日連絡させていただきました臨時休業につきまして、教育委員会や保健所等と協議の結果、学校（園）内における感染拡大防止対応や濃厚接触者の調査を継続するため、引き続き〇月〇日から〇月〇日まで〇年〇組を臨時休業とさせていただきます。

なお、休業期間中の学習支援や生活等につきましては、再度、〇〇〇〇や市及び学校のホームページにて連絡させていただきます。

また、感染者の個人情報公表されておきませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられる場合、まずはかかりつけ医に電話でご相談ください。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター（新型コロナウイルス健康相談コールセンター）」へご相談ください。

お問い合わせ先

○宝塚市教育委員会 学事課（学校保健担当）

0797-77-2366（直通）（夜間・休日 090-5671-5615）

○発熱等受診・相談センター（新型コロナウイルス健康相談センター）

0797-62-7304（宝塚健康福祉事務所）